

# 第61回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議

## 次 第

令和3年8月17日（火）19時30分から  
都庁第一本庁舎 7階特別会議室（庁議室）

- 1 開会
- 2 状況報告・各局発言
- 3 本部長発言・指示
- 4 閉会

# 新型コロナウイルス感染症に関する対応

## 1. 現在の状況

○ 主な国・地域ごとの発生状況(厚生労働省発表 8月16日15時時点)

国・地域	感染者数	死亡者数
米 国	36,678,753	621,635
イ ン ド	32,192,576	431,225
ブ ラ ジ ル	20,364,099	569,058
ロ シ ア	6,511,431	167,595
フ ラ ン ス	6,471,262	112,705
英 国	6,297,157	131,269
ト ル コ	6,078,623	53,159
ア ルゼンチン	5,084,635	109,041
コロンビア	4,867,761	123,459
ス ペ イ ン	4,693,540	82,470
そ の 他	77,918,011	1,959,967
合 計	207,157,848	4,361,583

※194の国・地域で確認されている。

## ○国内の発生状況(厚生労働省発表8月15日24時時点)

都 道 府 県	感染者数	死亡者数
東 京	279,132	2,335
大 阪	132,447	2,742
神 奈 川	110,578	1,023
埼 玉	74,669	858
千 葉	63,951	756
愛 知	59,658	1,016
兵 庫	50,358	1,323
福 岡	49,801	548
北 海 道	49,552	1,430
沖 縄	32,909	245
そ の 他	237,802	3,125
合 計	1,140,857	15,401

※チャーター便帰国者15名、空港検疫3,674名、クルーズ船乗員・乗客712名を除く。

# ○都の発生状況(8月16日19時15分時点)新型コロナウイルス感染症対策サイト

陽性者数(累計)	282,094人
入院	3,881人
軽症・中等症	3,613人
重症	268人
宿泊療養	1,629人
自宅療養	22,166人
入院・療養等調整中	11,642人
死亡	2,340人
退院等(療養期間経過を含む)	240,436人

## 陽性者数の内訳

- ・海外からの旅行者 3名(中国在住)
- ・都内在住者等 282,091名

(注)

- ・チャーター機帰国者、クルーズ船乗客等は含まれていない
- ・「重症」は、人工呼吸器管理(ECMOを含む)が必要な患者数を計上
- ・退院者数の把握には一定の期間を要しており、確認次第数値を更新している

## ○ 直近の国の動き

- 5月 7日 第63回新型コロナウイルス感染症対策本部会議  
新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
- 5月14日 第64回新型コロナウイルス感染症対策本部会議  
新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
- 5月19日 第65回新型コロナウイルス感染症対策本部会議(持ち回り)
- 5月21日 第66回新型コロナウイルス感染症対策本部会議  
新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
- 5月28日 第67回新型コロナウイルス感染症対策本部会議  
新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
- 6月10日 第68回新型コロナウイルス感染症対策本部会議(持ち回り)
- 6月16日 第4回新型コロナウイルス感染症対策分科会
- 6月17日 第69回新型コロナウイルス感染症対策本部会議  
新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
- 7月 8日 第70回新型コロナウイルス感染症対策本部会議  
新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
- 7月30日 第71回新型コロナウイルス感染症対策本部会議  
新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
- 8月 5日 第72回新型コロナウイルス感染症対策本部会議  
新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
- 8月12日 第5回新型コロナウイルス感染症対策分科会(持ち回り)
- 8月17日 第73回新型コロナウイルス感染症対策本部会議  
新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定

## ○ 直近の都の動き

- 1月 4日 第46回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 1月 7日 第47回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月 2日 第48回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月 5日 第49回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月18日 第50回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月 5日 第51回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月18日 第52回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月24日 第53回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 4月 9日 第54回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 4月23日 第55回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 5月 7日 第56回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 5月28日 第57回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 6月18日 第58回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 6月29日 新型コロナウイルス感染症に係る東京都危機管理対策会議
- 7月 8日 第59回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 7月30日 第60回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議

## 2 直近の都の対応

- ・都内23区及び多摩地域の各市町村内の酒類の提供を行う飲食店及びカラオケ店を対象に  
朝5時から夜10時までの営業時間短縮の要請(12月18日から1月11日まで)
- ・1都3県知事による内閣府特命担当大臣あての緊急要望を実施(1月2日)
- ・東京都緊急事態措置の実施(外出自粛要請及び施設の使用制限、令和3年1月8日零時から2月7日まで)
- ・東京都緊急事態措置の実施(催物の開催制限、令和3年1月12日零時から2月7日まで)
- ・東京都緊急事態措置の延長(外出自粛要請、施設の使用制限等、令和3年2月8日零時から3月7日まで)
- ・東京都緊急事態措置の延長(外出自粛要請、施設の使用制限等、令和3年3月8日零時から3月21日まで)
- ・東京都まん延防止等重点措置の実施  
(措置区域を対象に外出自粛要請、施設の使用制限等、令和3年4月12日零時から5月11日まで)
- ・東京都緊急事態措置の実施(外出自粛要請、施設の使用制限等、令和3年4月25日零時から5月11日まで)
- ・東京都緊急事態措置の延長(外出自粛要請、施設の使用制限等、令和3年5月12日零時から5月31日まで)
- ・東京都緊急事態措置の延長(外出自粛要請、施設の使用制限等、令和3年6月1日零時から6月20日まで)
- ・東京都まん延防止等重点措置の実施  
(措置区域を対象に外出自粛要請、施設の使用制限等、令和3年6月21日零時から7月11日まで)
- ・東京都緊急事態措置の実施(外出自粛要請、施設の使用制限等、令和3年7月12日零時から8月22日まで)
- ・東京都緊急事態措置の延長(外出自粛要請、施設の使用制限等、上記の期間を令和3年8月31日まで延長)

# 新型コロナウイルス感染症への各局の対応

## ○直近の各局の主な対応(6月～)

### 【政策企画局】

- ・ 1都3県で共同メッセージ発出（6月21日）
- ・ 1都3県でテレビ会議実施、共同メッセージ発出（7月21日）
- ・ 1都3県でテレビ会議実施、共同メッセージ発出（8月3日）

### 【都民安全推進本部】

- ・ 繁華街を訪れている若者に対し外出自粛への協力を呼びかけ

### 【総務局】

- ・ 繁華街を訪れている都民に対し外出自粛への協力等の呼びかけの実施
- ・ 車両を活用した広報活動を実施【環境局・建設局・水道局・下水道局・港湾局・主税局・都市整備局】
- ・ 路上や公園での飲酒への注意喚起等の呼びかけを実施
- ・ コロナ対策リーダーの研修を修了している店舗及び「感染防止徹底点検済証」を発行している施設を地図表示(6月1日～)
- ・ 「徹底点検 TOKYOサポート」プロジェクトについて、訪問点検希望の受付を開始（WEB申込：6月4日～、電話申込：6月7日～）
- ・ 飲食店等に対する施設の使用制限(営業時間短縮)等についての要請・命令  
（緊急事態措置期間（4月25日～6月20日）、6月20日時点の件数、要請：327店舗、命令：63店舗）
- ・ 飲食店等に対する施設の使用制限(営業時間短縮)等についての要請・命令  
（まん延防止等重点措置期間（6月21日～）、7月11日時点の件数、要請：131店舗・命令：6店舗）
- ・ 「徹底点検TOKYOサポート」点検済飲食店等のコロナ対策リーダー等へのワクチン接種（6月25日～）
- ・ 飲食店等に対する施設の使用制限(営業時間短縮)等についての要請・命令  
（緊急事態措置期間（7月12日～）、8月17日時点の件数、要請：557店舗、命令：10店舗）

## 【デジタルサービス局】

- ・新型コロナウイルス感染症対策に関して、TOKYOサポートポータル<sup>※</sup>の公開や若者へのオンラインアンケート調査など各局のデジタル技術の導入・活用を支援

## 【主税局】

- ・新型コロナウイルス感染症の発生に伴い財産に相当の損失を受け、著しく納税資力が低下している納税者等に対する徴収猶予の適用について迅速かつ柔軟に対応
- ・納税者の外出抑制、金融機関等の三密防止に資する「スマートフォン決済アプリによる都税の納付」を令和2年6月1日より開始、令和3年5月6日より対象アプリを拡大
- ・感染症拡大防止策として、各都税事務所等の庁舎入り口に自動検温装置を設置
- ・34都税事務所等の全窓口の混雑状況配信サービスを開始
- ・納税者の負担感に配慮する観点から、令和3年度に限り、固定資産税及び都市計画税の土地の課税標準額を令和2年度の課税標準額に据え置く措置を実施

## 【生活文化局】

- ・「学校生活のコロナ対策」（動画・リーフレット）を活用した感染症対策の徹底を私立学校へ周知
- ・広報東京都6月号で、感染防止対策、感染症に対応した支援、相談窓口について掲載
- ・東京都つながり創生財団と連携し、都内外国人向けに「やさしい日本語」を含む16言語で、ワクチン接種に関するチラシ（第二弾）を作成・配布するとともに、6月1日以降の都の緊急事態措置を発信
- ・外国人及び支援団体向けに、東京都多文化共生ポータルサイトへコロナワクチン関連の相談窓口、関連サイト等の情報を集約した特設ページを設置
- ・外国人対応を支援するため、ワクチン接種に関するチラシの活用方法、都内区市町村や他県における多言語対応事例等の情報を区市町村に提供
- ・東京都つながり創生財団と連携し、都内外国人向けに、6月21日以降のまん延防止等重点措置を「やさしい日本語」を含む16言語で発信
- ・広報東京都7月号で、感染症に対応した支援、ワクチンの接種、相談窓口、感染防止対策について掲載
- ・東京都つながり創生財団と連携し、都内外国人向けに、7月12日以降の緊急事態措置を「やさしい日本語」を含む16言語で発信
- ・東京都つながり創生財団と連携し、東京都多文化共生ポータルサイト及びSNS（Twitter）にて、モニタリング会議の英語版資料（福祉保健局作成）を紹介
- ・広報東京都8月号で、ワクチンに関する専門家の意見、相談窓口、感染症に対応した支援、ワクチンの接種、感染防止対策について掲載
- ・新聞一般紙6紙及びスポーツ紙3紙に「STAY HOME」を呼びかける広告を順次掲載（7月29日～8月1日）
- ・東京都つながり創生財団と連携し、都内外国人向けに、「STAY HOME」を呼びかけるチラシを「やさしい日本語」を含む16言語で作成・配布

## 【オリンピック・パラリンピック準備局】

- ・感染防止対策の徹底及び運動前後の会食を徹底して控えるよう呼びかけを行った上で、屋外スポーツ施設の利用を5月12日から再開、屋内スポーツ施設の利用を6月1日から再開

## 【都市整備局】

- ・春のダイヤ改正で終電を繰り上げない鉄道事業者等に対し、繰り上げの継続を要請
- ・まちづくり団体等に対し、大規模施設の夜間照明等について、防犯対策上、必要なものを除き、20時以降の消灯についてお願い
- ・屋外広告物関係団体等に対し、デジタルサイネージなど屋外広告物の20時以降の消灯についてお願い

## 【環境局】

- ・5月28日に発出された緊急事態宣言等の延長に伴う対応  
ビクターセンター、大島公園動物園・椿園等の展示施設、売店（酒類の提供を除く）を6月1日から順次再開
- ・緊急事態措置を実施すべき期間の満了に伴う対応  
自然公園施設等の宿泊施設を6月21日から順次再開

## 【住宅政策本部】

- ・新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえ、生活に困窮する都民への居住支援の充実を図るため、都営住宅の毎月募集において対象世帯と募集戸数を拡大した。また、随時募集において新たな団地を追加（合計355戸）
- ・新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえ、生活に困窮する都民への居住支援の充実を図るため、拡充した都営住宅の毎月募集（4～6月）及び随時募集を継続して実施（合計285戸）
- ・新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえ、生活に困窮する都民への居住支援の充実を図るため、拡充した都営住宅の毎月募集（7～9月）及び随時募集を継続して実施（合計400戸）

## 【病院経営本部】

- ・都立・公社病院のうち、8病院に「コロナ後遺症相談窓口」を設置（3月30日以降順次設置）
- ・区市町村や地区医師会等の要請に応じ、都立・公社病院からワクチン接種会場に医療従事者を派遣（7月31日時点 延1,067人）
- ・東京都築地ワクチン接種センターに、都立・公社病院から医師等を派遣（一日あたり医師20人）
- ・多摩総合医療センターに、ワクチンの大規模接種会場を開設（7月26日～）
- ・「搬送困難対応入院待機ステーション」の運用を開始（8月14日～）

## 【産業労働局】

- ・テレワーク導入率の調査結果（5月）を公表（6月2日）
- ・「オンラインツアー造成支援事業」 海外向けツアーの支援開始（6月7日）
- ・サテライトオフィスとして客室を提供できる多摩地域の宿泊施設の募集開始（6月7日）
- ・一時支援金等受給者向けの緊急支援の実施について公表（6月7日）
- ・「宿泊施設テレワーク利用促進事業」の申請受付開始（6月7日）
- ・宿泊施設に対する支援事業の拡充について公表（6月7日）
- ・小規模テレワークコーナー設置促進助成金の募集開始について公表（6月7日）
- ・新型コロナウイルスワクチン接種等に係る特別休暇制度等の整備に取り組む中小企業への専門家派遣の実施について公表（6月7日）
- ・新型コロナウイルス感染症対策の申請受付期間等の延長について公表（6月7日）
- ・中小企業向け融資制度の拡充等について公表（6月7日）
- ・東京都中小企業者等月次支援給付金について公表（6月7日）
- ・新型コロナウイルス感染症緊急対策に係る雇用環境整備促進奨励金の受付期間の延長について公表（6月11日）
- ・「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金（6/21～7/11実施分）」について公表（6月18日）
- ・「営業時間短縮要請を行う大規模施設に対する協力金（6/21～7/11実施分）」について公表（6月18日）
- ・「テレワーク・マスター企業支援奨励金」 新コース創設について公表（6月18日）
- ・感染拡大防止協力金等コールセンターの開設について公表（6月18日）
- ・「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金（4/12～5/11実施分）」の申請受付開始（6月21日）
- ・多摩地域の宿泊施設を活用したサテライトオフィスの提供（7月～10月分）について公表（6月23日）
- ・「休業要請を行う大規模施設に対する協力金（4/25～5/11実施分）」の申請受付開始（6月30日）
- ・「休業の協力依頼を行う中小企業等に対する支援金（4/25～5/11実施分）」の申請受付開始（6月30日）
- ・「東京都中小企業者等月次支援給付金」の申請受付開始（7月1日）
- ・テレワーク実施率の調査結果（6月）を公表（7月2日）
- ・コロナ禍の影響を受けた非正規雇用者のための「短期間・短時間委託訓練」の開始について公表（7月5日）
- ・「営業時間短縮等に係る感染拡大防止協力金（7/12～8/22実施分）」について公表（7月8日）
- ・「営業時間短縮要請等を行う大規模施設に対する協力金（7/12～8/22実施分）」について公表（7月8日）
- ・「営業時間短縮等に係る感染拡大防止協力金（7/12～8/22実施分）」の早期支給分の申請受付を開始（7月19日）

## 【産業労働局】

- ・「営業時間短縮等に係る感染拡大防止協力金（4/12～5/11実施分）」の申請受付期間延長について公表（7月26日）
- ・「休業要請を行う大規模施設に対する協力金（4/25～5/11実施分）」及び「休業の協力依頼を行う中小企業等に対する支援金（4/25～5/11実施分）」の申請受付期間延長について公表（7月26日）
- ・「営業時間短縮等に係る感染拡大防止協力金（5/12～5/31実施分及び6/1～6/20実施分）」の申請受付開始（7月26日）
- ・都と経済団体が連携したワクチン接種予約受付の開始について公表（7月26日）
- ・新型コロナウイルス感染症対策にかかる知事と経済団体との意見交換を実施（7月28日）（東京商工会議所）
- ・「休業要請等を行う大規模施設に対する協力金（5/12～5/31実施分）」の申請受付開始（8月2日）
- ・「休業の協力依頼を行う中小企業等に対する支援金（5/12～5/31実施分）」の申請受付開始（8月2日）
- ・テレワーク実施率の調査結果（7月）を公表（8月6日）

## 【中央卸売市場】

- ・市場の一般見学等の中止期間を延長
- ・市場業者の使用料及び光熱水費（電気料金、水道料金など）の支払いを猶予（R3. 9支払い分まで）

## 【建設局】

- ・5月28日に発出された緊急事態宣言等の延長に伴う対応  
かちどき橋の資料館、都立公園内の売店及びキッチンカー（酒類の提供を除く）を6月1日から再開  
事前予約制等による入場制限を実施した上で、都立庭園、都立動物園・水族園、都立植物園等を6月4日から再開
- ・緊急事態措置を実施すべき期間の満了に伴う対応  
奥多摩周遊道路に設置している全ての駐車場を6月21日から再開

## 【港湾局】

- ・5月28日に発出された緊急事態宣言等の延長に伴う対応  
入場制限を実施した上で、東京港野鳥公園及び東京臨海部広報展示室TOKYOミナトリエを6月1日から再開
- ・緊急事態措置を実施すべき期間の満了に伴う対応  
若洲海浜公園海釣り施設、東京国際クルーズターミナル及び東京ゲートブリッジ歩道部を6月21日から再開

## 【交通局】

- ・「自衛隊東京大規模接種センター」の開設に伴い、都バスによる東京駅発着の無料シャトルバスの運行支援、都営地下鉄大手町駅におけるコンシェルジュの配置やポスターを活用した案内を実施

## 【水道局】

- ・水道料金・下水道料金の支払猶予の受付期間を令和3年9月30日まで延長
- ・入場制限及び感染防止対策を講じた上で、水道局所管施設を6月8日から再開

## 【下水道局】

- ・下水中に含まれる新型コロナウイルスの流行状況調査として、教育施設周辺のマンホール等から下水を採取し、東京都健康安全研究センターで分析を実施
- ・下水中に含まれる新型コロナウイルスの調査として、大学の学生寮等から排出される下水を採取し、検査機関で分析を実施
- ・入場制限及び感染防止対策を講じた上で、下水道局所管施設を6月4日から再開

## 【教育庁】

- ・都立図書館の来館サービスを入替制・事前予約制で再開及び来館しなくても利用できるサービスの引き続きの提供等（6月1日）
- ・まん延防止等重点措置の適用に伴う、都立学校の部活動や学校行事等、教育活動における感染症対策の一層の徹底等（区市町村には都の措置を参考に対策の徹底を再周知）（6月18日）
- ・都立学校における、緊急事態宣言に伴い、飛沫感染の可能性の高い教育活動の中止及び夏季休業に向けた注意喚起等（区市町村には都の措置を参考に対策の徹底を再周知）（7月8日）
- ・都立学校における、緊急事態宣言の期間延長に伴い、夏季休業期間中における注意喚起及び感染症対策の一層の徹底等（区市町村には都の措置を参考に対策の徹底を再周知）（7月30日）

## 【東京消防庁】

- ・各種行事の中止や縮小を決定
- ・事業者の休業に伴う関係者に対する火災予防を注意喚起

# 新型コロナウイルス感染拡大防止のための 東京都における緊急事態措置等（案）

---

令和3年8月17日  
東京都

# 1. 新型コロナウイルス感染拡大防止のための東京都における緊急事態措置等

---

## (1) 区 域

都内全域

## (2) 期 間

令和3年7月12日（月曜日）0時から9月12日（日曜日）24時まで

## (3) 措置等の概要

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、人流の抑制を最優先に、以下の要請を実施

### ①都民向け

- ・日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛要請 等

### ②事業者向け

- ・施設の使用停止の要請（休業の要請）
- ・施設の使用制限の要請（営業時間短縮の要請）
- ・催物（イベント等）の開催制限 等

## 2. 都民向けの要請

---

- **日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛を要請**  
(新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第1項)  
医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要な場合を除き、原則として外出しないこと等を要請
- **特に、以下のことについて徹底することを要請** (法第45条第1項)
  - ・ **デルタ株に置き換わりが進み、急速に感染が拡大していることを踏まえ、混雑した場所等への外出を半減すること**
  - ・ **20時以降の不要不急の外出を自粛すること**
  - ・ **外出する必要がある場合にも、極力家族や普段行動をともにしている仲間と少人数で、混雑している場所や時間を避けて行動すること**
  - ・ **感染対策が徹底されていない飲食店等や休業要請又は営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を厳に控えること**
  - ・ **不要不急の帰省や旅行など都道府県間の移動や、感染が拡大している地域への不要不急の移動を極力控えること**
  - ・ **路上、公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動を自粛すること**

### 3. 事業者向けの要請等

#### (1) 飲食店及び飲食に関連する施設への要請①

<b>施設の種類</b> <small>(施行令第11条)</small>	<b>内 訳</b>	<b>要請内容</b>
酒類又はカラオケ設備を提供する遊興施設（第11号） （飲食店営業許可を受けていないカラオケ店及び利用者による酒類の店内持込を認めている施設を含む。）	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、スナック、バー（接待や遊興を伴うもの）、パブ等のうち、食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている施設	● 休業を要請（法第45条第2項） （酒類及びカラオケ設備の提供、並びに利用者による酒類の店内持込を取り止める場合を除く。）
酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店（第14号） （利用者による酒類の店内持込を認めている施設を含む。）	飲食店（居酒屋を含む。）、喫茶店、バー（接待や遊興を伴わないもの）等 （宅配・テイクアウトサービスは除く。）	
酒類又はカラオケ設備を提供する集会場等（第5号） （利用者による酒類の店内持込を認めている施設を含む。）	結婚式場	

# 3. 事業者向けの要請等

## (1) 飲食店及び飲食に関連する施設への要請②

施設の種類 (施行令第11条)	内 訳	要請内容
酒類を提供せず、かつカラオケ設備を使用しない遊興施設（第11号） 〔飲食店営業許可を受けていないカラオケ店及び利用者による酒類の店内持込を認めている施設を除く。〕	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、スナック、バー（接待や遊興を伴うもの）、パブ等のうち、食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 営業時間短縮を要請（5時から20時まで） （法第45条第2項）</li> <li>● 特措法施行令第12条に規定される各措置の実施を要請（法第45条第2項）               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 従業員に対する検査の勧奨</li> <li>・ 入場をする者の整理等</li> <li>・ 発熱等の症状のある者の入場の禁止</li> <li>・ 手指の消毒設備の設置</li> <li>・ 事業を行う場所の消毒</li> <li>・ 入場をする者に対するマスク着用周知</li> <li>・ 感染防止措置を実施しない者の入場禁止（すでに入場している者の退場を含む）</li> <li>・ 施設の換気</li> <li>・ 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等）</li> </ul> </li> </ul>
酒類を提供せず、かつカラオケ設備を使用しない飲食店（第14号） 〔利用者による酒類の店内持込を認めている施設を除く。〕	飲食店（居酒屋を含む。）、喫茶店、バー（接待や遊興を伴わないもの）等（宅配・テイクアウトサービスは除く。）	
酒類を提供せず、かつカラオケ設備を使用しない集会場等（第5号） 〔利用者による酒類の店内持込を認めている施設を除く。〕	結婚式場	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 営業時間短縮を要請（5時から20時まで） （法第45条第2項）</li> <li>● 特措法施行令第12条に規定される各措置の実施を要請（法第45条第2項）</li> <li>● 以下の事項について、協力依頼               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「1.5時間以内」での開催</li> <li>・ 「50人又は収容定員の50%のいずれか小さいほう」での開催</li> </ul> </li> </ul>

● 全施設について、業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底を要請（法第24条第9項）

### 3. 事業者向けの要請等

#### (2) イベント関連施設等への要請

施設の種類 (施行令第11条)	内 訳	要請内容
劇場等 (第4号)	劇場、観覧場、映画館、プラネタリウム、 演芸場 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●規模要件等に沿った施設の使用を要請（法第24条第9項） （「3（6）イベントの開催制限」参照）</li> <li>●営業時間短縮を要請               <ul style="list-style-type: none"> <li>○イベント開催の場合 営業時間短縮（5時～21時）を要請（法第24条第9項）</li> <li>○イベント開催以外の場合 （1,000㎡超の施設） 営業時間短縮（5時～20時）を要請（法第24条第9項）</li> </ul> </li> </ul>
集会場等 (第5号)	集会場、公会堂 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○映画館 （1,000㎡超の施設） 営業時間短縮（5時～21時）を要請（法第24条第9項）</li> <li>（1,000㎡以下の施設） 営業時間短縮（5時～21時）の協力を依頼</li> </ul>
展示場 (第6号)	展示場、貸会議室、文化会館、 多目的ホール 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●特措法施行令第12条に規定される各措置の実施を要請 （法第45条第2項）               <ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員に対する検査の勧奨</li> <li>・入場をする者の整理等</li> <li>・発熱等の症状のある者の入場の禁止</li> <li>・手指の消毒設備の設置</li> <li>・事業を行う場所の消毒</li> <li>・入場をする者に対するマスク着用周知</li> <li>・感染防止措置を実施しない者の入場禁止 （すでに入場している者の退場を含む）</li> <li>・施設の換気</li> <li>・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置 （アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等）</li> </ul> </li> </ul>
ホテル等 (第8号)	ホテル、旅館（集会の用に供する部分に限る。）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●施設での飲酒につながる酒類提供及びカラオケ設備使用の 自粛を要請（法第24条第9項）</li> <li>●利用者による施設内への酒類の持込を認めないことを要請 （法第24条第9項）</li> <li>●業種別ガイドラインの遵守（法第24条第9項）</li> </ul>

### 3. 事業者向けの要請等

#### (3) イベントを開催する場合がある施設への要請

施設の種類 (施行令第11条)	内 訳	要請内容
運動施設 (第9号)	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●規模要件等に沿った施設の使用を要請（法第24条第9項）（「3（6）イベントの開催制限」参照）</li> <li>●営業時間の短縮               <ul style="list-style-type: none"> <li>○イベント開催以外の場合 （1,000㎡超の施設） 営業時間短縮（5時～20時）を要請（法第24条第9項）</li> <li>（1,000㎡以下の施設） 営業時間短縮（5時～20時）の協力を依頼</li> <li>○イベント開催の場合 営業時間短縮（5時～21時）を要請（法第24条第9項）</li> </ul> </li> </ul>
遊技場 (第9号)	テーマパーク、遊園地	<ul style="list-style-type: none"> <li>●特措法施行令第12条に規定される各措置の実施を要請（法第45条第2項）               <ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員に対する検査の勧奨</li> <li>・入場をする者の整理等</li> <li>・発熱等の症状のある者の入場の禁止</li> <li>・手指の消毒設備の設置</li> <li>・事業を行う場所の消毒</li> <li>・入場をする者に対するマスク着用周知</li> <li>・感染防止措置を実施しない者の入場禁止（すでに入場している者の退場を含む）</li> <li>・施設の換気</li> <li>・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等）</li> </ul> </li> </ul>
博物館等 (第10号)	博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●施設での飲酒につながる酒類提供及びカラオケ設備使用の自粛を要請（法第24条第9項）</li> <li>●利用者による施設内への酒類の持込を認めないことを要請（法第24条第9項）</li> <li>●業種別ガイドラインの遵守（法第24条第9項）</li> </ul>

### 3. 事業者向けの要請等

#### (4) 参加者が自由に移動でき、入場整理等が推奨される施設への要請

施設の種類 (施行令第11条)	内 訳	要請内容
商業施設 (第7号)	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 営業時間の短縮 (1,000㎡超の施設) 営業時間短縮(5時~20時)を要請(法第24条第9項) (生活必需物資を除く。)</li> <li>(1,000㎡以下の施設) 営業時間短縮(5時~20時)の協力を依頼 (生活必需物資を除く。)</li> </ul>
遊技場 (第9号)	マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンター等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 特措法施行令第12条に規定される各措置の実施を要請 (法第45条第2項) <ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員に対する検査の勧奨</li> <li>・入場をする者の整理等</li> <li>・発熱等の症状のある者の入場の禁止</li> <li>・手指の消毒設備の設置</li> <li>・事業を行う場所の消毒</li> <li>・入場をする者に対するマスク着用周知</li> <li>・感染防止措置を実施しない者の入場禁止 (すでに入場している者の退場を含む)</li> <li>・施設の換気</li> <li>・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置 (アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等)</li> </ul> </li> </ul>
遊興施設 (第11号)	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 百貨店の地下の食料品売り場等に対し、特措法施行令第12条に規定される各措置の実施を要請(法第24条第9項)</li> </ul>
商業施設 (第12号)	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 施設での飲酒につながる酒類提供及びカラオケ設備使用の自粛を要請(法第24条第9項)</li> <li>● 利用者による施設内への酒類の持込を認めないことを要請 (法第24条第9項)</li> <li>● 業種別ガイドラインの遵守(法第24条第9項)</li> </ul>

### 3. 事業者向けの要請等

#### (5) その他の施設

施設の種類 (施行令第11条)	内 訳	要請内容
学校 (第1号)	幼稚園、小学校、中学校、高校 等	以下の事項について、協力を依頼 ・感染リスクの高い活動等の制限 ・遠隔授業も活用した学修者本位の効果的な授業の実施等
保育所等 (第2号)	保育所、介護老人保健施設 等	
大学等 (第3号)	大学等	
集会場等 (第5号)	葬祭場	以下の事項について、協力を依頼 ・施設での飲酒につながる酒類提供及びカラオケ設備使用の自粛 ・利用者による施設内への酒類の持込を認めないこと
博物館等 (第10号)	図書館	入場整理の実施の協力を依頼
遊興施設 (第11号)	ネットカフェ、マンガ喫茶 等	以下の事項について、協力を依頼 ・入場整理の実施 ・施設での飲酒につながる酒類提供及びカラオケ設備使用の自粛 ・利用者による施設内への酒類の持込を認めないこと
商業施設 (第12号)	銭湯、理容店、美容店、質屋、貸衣装屋、クリーニング店 等	
学習塾等 (第13号)	自動車教習所、学習塾 等	オンラインの活用等の協力を依頼

●全施設について、業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底を要請 (法第24条第9項)

### 3. 事業者向けの要請等

#### (6) イベントの開催制限

- イベント主催者等に対して、**規模要件等（人数上限・収容率等）**に沿った開催を要請（法第24条第9項）

施設の収容定員	
10,000人以下	10,000人超
収容定員の半分まで可	5,000人まで可

- **営業時間短縮**を要請（5時から21時まで）（法第24条第9項）
- **業種別ガイドラインの遵守等**を要請（法第24条第9項）
- 参加者等の直行・直帰を確保するために必要な周知・呼びかけ等の徹底を要請（法第24条第9項）
- **接触確認アプリ（COCOA）**の利用奨励を要請（法第24条第9項）

#### (7) 職場への出勤等

- 職場への出勤について、テレワークの活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の7割削減を目指すことを要請（法第24条第9項）
- 事業の継続に必要な場合を除き、従業員の20時までの**早期終業・帰宅**を要請（法第24条第9項）

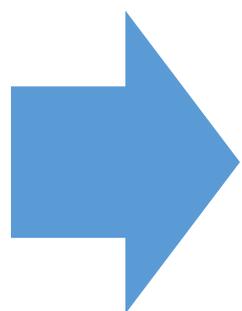
# 「人流5割削減・連携推進事業」について

感染の更なる拡大、政府分科会の提言（「5割の人流削減が必要」）を踏まえ、  
**人流の5割削減を対策の柱に据え、事業者のノウハウも活かした実効性ある取組を推進**  
（期間：8月19日頃～8月末）

- 百貨店の食料品売場（デパ地下）やショッピングモール等の**入場者を5割に削減**（対7月上旬比）
- 事業者団体等との**双方向の意見交換や情報交換**により、実効性のある具体的取組を立案  
入口の閉鎖等による入場整理、レジ前の列の1.8mの距離の確保、不織布マスクの正しい着用 等
- 体制を大幅に拡充し、都職員が個別店舗を訪問**、取組事例を示して対策強化を要請
- 他事業者の**優良事例を広く共有(プレス,都HP等で発信)**し、業界全体の取組を底上げ

# 営業時間短縮等への協力金

- 飲食店等に対する協力金
- 大規模施設等に対する協力金



9月1日から12日まで  
の協力を対象

※詳細は追って公表

# 売上が減少した中小企業等への支援

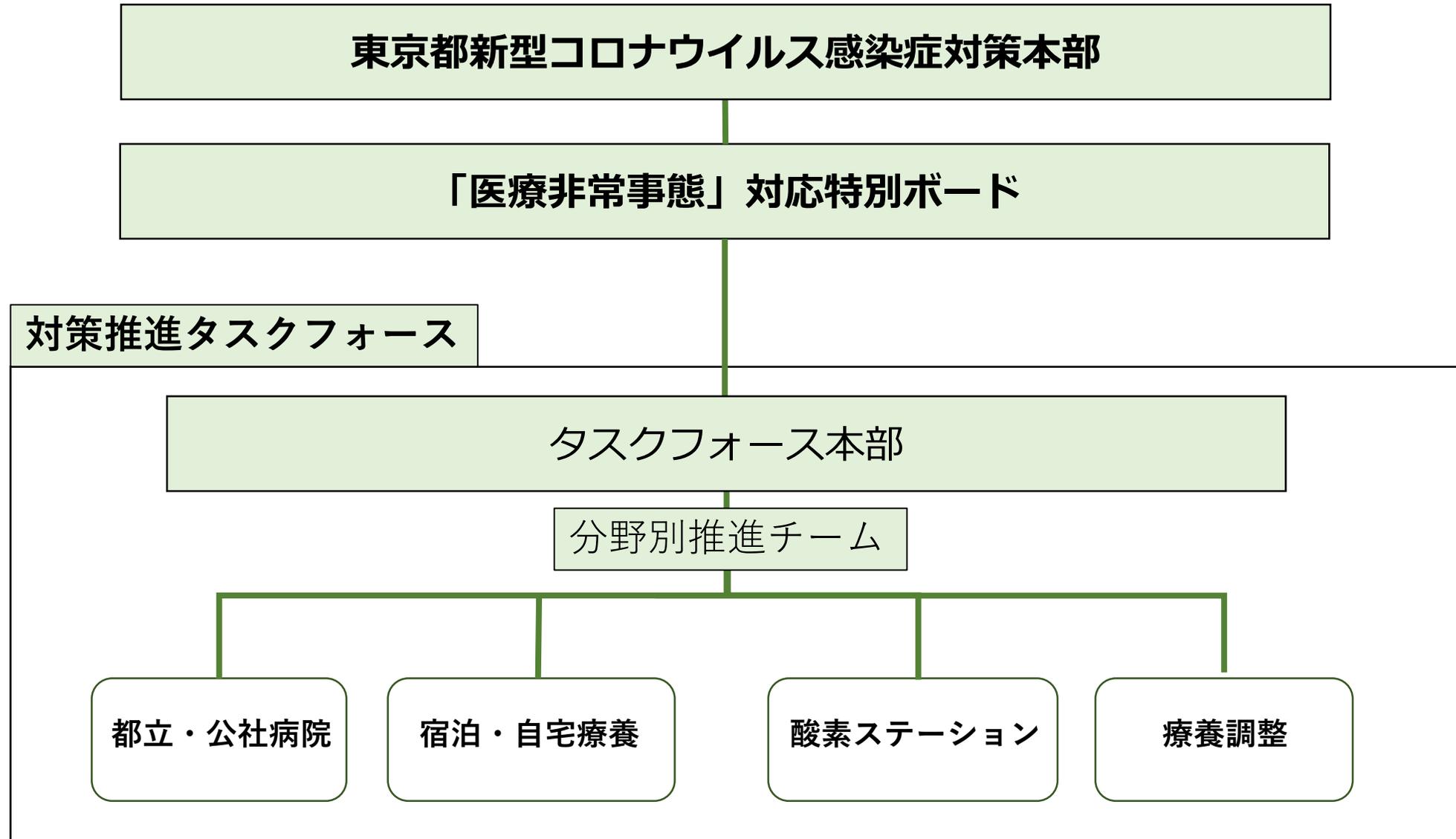
- **都独自の月次支援給付金**  
対象：都内中小企業等
- **9月分まで延長**

※詳細は追って公表

## 酸素ステーションの整備

- 救急隊からの受入要請に応える病床  
都立・公社病院（36床）
- 主に中等症の患者に酸素投与等を行う病床  
都立・公社病院（80床）
- 軽症の患者を一時的に受け入れる病床  
都民の城（130床）

# 「医療非常事態」対応体制



# 令和3年度8月補正予算案（追加分）

感染拡大防止協力金の支給や、医療提供体制の強化などの対策を迅速に実施するため、  
**補正予算を編成**

・ 飲食店等に対する

「営業時間短縮等に係る感染拡大防止協力金」の支給 1,405億円

新規

・ 酸素ステーションの設置

40億円

など

予算規模 **1,722 億円**

## 令和3年度8月補正予算（案）（追加分）について

## 1 補正予算の主旨

- 緊急事態措置の延長に伴い、感染拡大防止協力金や月次支援給付金を支給します。
- 現下の感染状況を踏まえ、自宅療養者の安全・安心を確保するために酸素ステーションを設置するなど、医療提供体制の強化・充実に取り組めます。
- このため、令和3年第二回臨時会に補正予算を追加提案します。

## 2 財政規模

## (1) 補正予算の規模

区 分	補正予算			既定予算	計
	8月12日発表分	今回追加分			
	億円	億円	億円	億円	億円
一般会計	3,278	1,556	1,722	9兆8,995	10兆2,273

## (2) 補正予算の財源

区 分	歳 出	財 政 調 整		
		国庫支出金	基金繰入金	福祉先進都市実現基金繰入金
	億円	億円	億円	億円
一般会計	1,722	1,527	195	0.4

(注) 各計数は、原則として表示単位未満四捨五入のため、合計等に一致しないことがある。

## 【問合せ先】

財務局主計部財政課  
電話 03-5388-2669

## 【補正事項】

### ○ 飲食店等に対する「営業時間短縮等に係る感染拡大防止協力金」の支給【産業労働局】 1, 4 0 5 億円

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、都内の飲食店等に対して、緊急事態措置期間中の休業や営業時間の短縮等を要請することに伴い、全面的に協力頂いた事業者の店舗を対象として「営業時間短縮等に係る感染拡大防止協力金」を支給（9月1日から9月12日までの分）

（営業時間短縮等に係る協力金の申請に当たっては、感染防止のガイドライン遵守や感染防止徹底宣言ステッカーの掲示、コロナ対策リーダーの選任・登録等が必要）

### ○ 「営業時間短縮要請等を行う大規模施設に対する協力金」の支給【産業労働局】 1 2 8 億円

都内の飲食店以外の大規模施設（建築物の床面積1,000㎡超）に対して、緊急事態措置期間中の営業時間短縮等を要請することに伴い、全面的に協力頂いた事業者の施設やテナントなどの事業所を対象として「営業時間短縮要請等を行う大規模施設に対する協力金」を支給（9月1日から9月12日までの分）

### ○ 酸素ステーションの設置【福祉保健局】 4 0 億円

自宅療養中の新型コロナウイルス感染症患者で、自ら救急搬送を要請した者のうち、軽症と判断された者を受け入れ、酸素投与などを実施する施設等を設置

### ○ 都立・公社病院の酸素ステーション設置に要する医療機器の整備【病院経営本部】 0. 4 億円

新型コロナウイルス感染症患者の重症化を防ぐため、患者を受入れ、酸素投与等を行う酸素ステーションを設置する公社病院に対して、必要な医療機器整備に要する経費を補助

### ○ 東京都中小企業者等月次支援給付金【産業労働局】 1 4 9 億円

飲食店の休業や営業時間の短縮等の影響により売上高が減少した都内中小企業者等を対象に、国が給付する月次支援金に対して都独自に加算等を行ってきた月次支援給付金について、緊急事態措置期間の延長に伴い対象期間を9月まで延長

## 令和3年度 局別総括表(一般会計)

(単位：百万円)

区 分	補正額 (今回追加分)	補正後予算額
政 策 企 画 局	-	9,523
都 民 安 全 推 進 本 部	-	2,287
総 務 局	-	1,579,667
財 務 局	-	584,578
デ ジ タ ル サ ー ビ ス 局	-	20,552
主 税 局	-	176,928
生 活 文 化 局	-	239,443
オ リ ン ピ ッ ク ・ パ ラ リ ン ピ ッ ク 準 備 局	-	412,220
都 市 整 備 局	-	84,005
住 宅 政 策 本 部	-	36,085
環 境 局	-	53,812
福 祉 保 健 局	4,011	1,727,687
病 院 経 営 本 部	44	15,271
産 業 労 働 局	168,171	2,820,003
建 設 局	-	564,635
港 湾 局	-	108,920
会 計 管 理 局	-	3,077
労 働 委 員 会 事 務 局	-	662
収 用 委 員 会 事 務 局	-	432
議 会 局	-	6,152
人 事 委 員 会 事 務 局	-	951
監 査 事 務 局	-	1,049
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局	-	12,432
教 育 庁	-	863,695
警 視 庁	-	652,176
東 京 消 防 庁	-	251,067
合 計	172,226	10,227,310

(注) 各計数は、原則として表示単位未満四捨五入のため、合計等に一致しないことがある。

## 「第 61 回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議」

令和 3 年 8 月 17 日(火) 19 時 30 分  
都庁第一本庁舎 7 階特別会議室(庁議室)

### 【危機管理監】

それでは、ただ今より第 61 回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開始いたします。

いつものように、状況報告につきましては、私の方から実施をいたします。

次、まず、現在の世界の感染状況になります。世界では約 2 億人の方が感染されまして、436 万人の方が亡くなられているという状況にあります。

次、国内の発生状況です。感染者数につきましては、114 万人の方が感染をされ、1 万 5,401 名の方が亡くなっているという状況にあります。

次、都の発生状況になります。都ではこれまで累計 28 万人の方が感染をされています。このうち 24 万人の方は退院等をされているという状況にあります。入院、宿泊・療養、自宅療養等の数につきましては、表のとおりとなります。

次、直近の国の動きです。本日、国におきましては第 73 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議が開催をされ、基本的対処方針の改定がなされました。右側が、直近の都の動きになります。7 月 30 日、第 60 回の対策本部会議を開催いたしました。

次、直近の都の対応になります。現在、東京都緊急事態措置の延長ということで、外出自粛の要請、施設の使用制限等を、令和 3 年 8 月 31 日まで延長している状況にあります。

次、新型コロナウイルス感染症の各局の対応になります。

政策企画局、8 月 3 日に 1 都 3 県でテレビ会議を実施いたしまして、共同メッセージを发出いたしました。

総務局の欄、飲食店等に対する施設の使用制限、営業時間短縮等についての要請・命令を実施しています。緊急事態措置期間、7 月 12 日から 8 月 17 日時点の件数につきましては、要請が 557 店舗、命令が 10 店舗という状況にあります。

次、生活文化局、一番下のところになります。東京都つながり創生財団と連携をいたしまして、都内外国人向けに「STAY HOME」を呼びかけるチラシを「やさしい日本語」を含む 16 言語で作成・配布をいたしました。

次、病院経営本部、一番下の欄になります。これにつきましては、中等症用の救急型の酸素ステーションになりますが、8 月 14 日から運用を開始をしております。都立・公社病院において、という状況です。

次、産業労働局のところですか。8 月 2 日に休業要請等を行う大規模施設に対する協力金、5 月 12 日から 31 日までの実施分の申請の受付を開始をしています。また、同日、休業の協

力依頼を行う中小企業等に対する支援金、同じ期間ですが、申請受付も開始をしています。8月6日、テレワーク実施率の調査結果、7月分につきまして公表いたしました。

次、教育庁の欄です。都立学校における、緊急事態宣言の期間延長に伴う夏季休業期間中における注意喚起、及び感染症対策の一層の徹底等を実施をいたしました。7月30日に区市町村には都の措置を参考に対策の徹底を再周知をしているところです。

次、それではここで各局からの発言をお願いをいたします。まず、東京都におけます緊急事態措置等案、他の案件につきまして総務局長からお願いいたします。

#### 【総務局長】

はい。それでは、東京都の緊急事態措置等案及び「人流5割削減・連携推進事業」につきまして、私からご説明いたします。

先ほど、政府対策本部が開催をされ、東京都に対し発出されている緊急事態宣言を9月12日まで延長することが決定されました。

これを受けて、都としての緊急事態措置等案を説明いたします。

緊急事態措置等の対象となる区域、これは都内全域、期間は7月12日0時から、9月12日24時までとなります。

実施内容ですが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、人流の抑制を最優先に、都民及び事業者に向けた要請等を行います。

まず、都民向けの要請です。

引き続き、生活や健康の維持のために必要な場合を除き、原則として外出しないこと等を要請しますが、特にデルタ株に置き換わりが進み急速に感染が拡大していることを踏まえ、混雑した場所等への外出を半減することの徹底を、特措法45条1項に基づき新たに要請をいたします。

次に、事業者向けの要請等であります。

酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等に対し、酒類及びカラオケ設備の提供並びに利用者による酒類の店内持込を取り止める場合を除き、休業を要請いたします。酒類を提供せず、かつカラオケ設備を使用しない飲食店等に対しまして、20時までの営業時間短縮を要請します。

イベント関連施設等及び運動施設・博物館などのイベントを開催する場合がある施設に対しまして、規模要件等に沿った施設の使用を要請するとともに、営業時間の短縮を要請をします。百貨店などの商業施設、遊技場など、参加者が自由に移動ができ、入場整理等が推奨される施設、これに対しまして、営業時間の短縮を要請します。

また、百貨店の地下の食料品売り場等に対し、入場者の整理等、特措法施行令第12条に規定される各措置の実施を、特措法24条9項に基づき新たに要請をいたします。

その他の施設への要請等ですが、入場整理の実施の協力を始め、業種別ガイドラインの遵

守と感染防止対策の徹底を要請をします。

次にイベントの開催制限についてであります。

イベント主催者等に対して、規模要件等に沿った、すなわち収容定員の半分かつ5,000人ですが、この人数上限でのイベントの開催を要請をいたします。また、5時から21時までの営業時間の短縮や、業種別ガイドラインの遵守等の要請を行います。

最後に、職場への出勤等です。

職場への出勤についてテレワークの活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の7割削減を目指すこと等を要請をいたします。

また、事業の継続に必要な場合を除き、従業員の20時までの早期の終業・帰宅を要請をいたします。

なお、本日開催した感染症対策審議会におきまして、都の緊急事態措置等の案につきましては「妥当」とのご意見を頂戴しております。

次に、「人流5割削減・連携推進事業」についてであります。

感染の更なる拡大、政府分科会の提言を踏まえ、人流の5割削減を対策の柱とし、事業者のノウハウも活用した実効性のある取組を推進いたします。

具体的には、百貨店の食料品売り場等の入場者を、今回の緊急事態宣言前の5割に削減することを目標に、事業者団体との意見交換を通じて、より実効性のある取組を立案し、都の職員が直接店舗を訪問し、取組事例を示しながら、具体的な対策につなげてまいります。

また、それぞれの店舗・事業者団体の優良事例を、都のホームページ上で幅広く共有し横展開をまいります。

総務局の説明は以上です。

#### 【危機管理監】

ありがとうございました。

次、続きまして営業時間短縮等への協力金、他の案件につきまして、産業労働局長からお願いいたします。

#### 【産業労働局長】

はい。当局からは2点報告させていただきます。

1点目は協力金についてでございます。

今回の緊急事態宣言の延長に伴いまして、飲食店や大規模集客施設などの営業時間短縮等に対して、9月1日から12日までの分について協力金を支給いたします。詳細は別途公表いたします。

2点目は、売上が減少した中小企業等への支援についてでございます。

都独自の月次支援給付金を、9月分まで延長をいたします。同じく、詳細は追って公表いたします。

引き続き、事業者の皆様をサポートしてまいります。

以上です。

#### 【危機管理監】

ありがとうございました。

次、続きまして、酸素ステーションの整備につきまして、病院経営本部長、そして福祉保健局長からお願いいたします。

#### 【病院経営本部長】

はい。酸素ステーションの整備について、申し上げます。

都立・公社病院では、救急隊からの搬送困難な事例の受入要請に応える病床36床を、整備し運用してございます。

また、主に中等症患者に酸素投与等を行う病床を、新たに80床整備してまいります。

#### 【福祉保健局長】

はい。

私からは、三つ目の軽症患者を一時的に受け入れる病床について、ご説明申し上げます。

自ら救急搬送を要請された在宅療養者のうち、軽症と判断された方を一時的に受けるための施設でございまして、渋谷区にある「都民の城」に130床程度で整備いたします。

今後は、感染状況に応じて順次拡大してまいります。

以上です。

#### 【危機管理監】

ありがとうございました。

次、続きまして、私から、災害時とも認識をされます「医療非常事態」対応体制の構築について、ご説明をいたします。

この体制は、現在の、災害時とも認識されるような爆発的な新規陽性者数及び重症者数の増加状況を「医療非常事態」と位置付けまして、これに対処するための体制を構築するものです。

体制を構築する期間は、現在の「医療非常事態」が緩和するまでといたしまして、医療提

供における現在の課題、そして新たに提起する課題につきまして、その解決のための方策を検討し、可及的速やかに実行に移すことを目的といたします。

このための体制といたしまして、東京都新型コロナウイルス感染症対策本部のもとに、多羅尾副知事、梶原副知事、そして関係局長等からなります「医療非常事態」対応特別ボードを設置いたしまして、その下に検討・実行組織としてのタスクフォースを設置いたします。タスクフォースは、私はじめ関係局の次長、理事、部課長等から成るタスクフォース本部と、そして、都立・公社病院、宿泊・自宅療養、酸素ステーション、療養調整の各分野の推進チームで構成をいたします。

また、この「医療非常事態」の間、これらの対応のために都庁の特別体制を再徹底・強化いたします。

都民の生活に必要な業務等を除きまして、状況に応じて都庁各局等の業務を停止・延期をするという措置をとります。

以上の体制によりまして、医療提供における各種の課題に対応してまいりたいと考えております。

次、予定されてます各局の発言につきましては以上でございますが、この他に各局長等で何かご発言ある方いらっしゃいますか。

よろしければ、副本部長でいらっしゃいます多羅尾副知事からご発言をお願いいたします。

#### 【多羅尾副知事】

はい。ただいま、危機管理監から「医療非常事態」対応体制についての説明がありました。

これへの対応のため、都庁の特別体制の再徹底・強化について、改めてお願いをいたします。

現在、災害時というべき爆発的な新規陽性者数及び重症者数の増加状況にあり、「医療非常事態」に直面しています。

都は、「医療非常事態」に対処するための体制を構築するとともに、都庁の特別体制を再徹底・強化いたします。都庁の総力を挙げて、この最大の危機を乗り越えなければなりません。

このため、本日付けで、「新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた都庁の特別体制の再徹底・強化」に関する依命通達を発出いたします。

その主な内容は、災害のただ中にあるとの認識に基づき、既存業務の実施継続に関して判断し、必要に応じて各局のBCP・事業継続計画を見直すこと、現時点で、相対的に優先度の低い事業は、必要に応じて休止、縮小又は延期させること、全庁的な応援人員を確保し、「医療非常事態」に対応するための新たな要請に対応することでございます。

各局長等におかれましては、現下の都政の状況と課題を職員に十分周知徹底し、「医療非常事態」対応体制の構築に即して、既存業務の停止・延期など、都庁の特別体制の再徹底・

強化に係る各局の取組に万全を期していただきたいと思います。

さらに加えて、もう1点申し添えます。

感染状況、医療体制は時々刻々、大きく変化していく可能性があり、その場合には、都として、一刻も無駄にしない、機動的な対応が必要です。

特に、各局長におかれましては、常に全体状況を把握していただきまして、自局において、臨機応変な施策の立案実行、応援体制の構築等ができますよう、よろしくお願いいたします。

私からは以上です。

#### 【危機管理監】

ありがとうございました。

他にご発言のある方いらっしゃいますか。

よろしければ、会議のまとめといたしまして、本部長からお願いいたします。

#### 【都知事】

はい。先ほど、政府の対策本部会議が開催されまして、新たに7府県に対して緊急事態宣言が発出されました。

合わせまして、東京都を含む6都府県の宣言につきましても、9月12日（日）まで延長が決定されたところであります。

都は、この決定を受けまして、現行の緊急事態措置等の期間を延長することといたします。現在、都では、爆発的に新規陽性者数、そして重症患者数が増加をしております。

まさに、「災害時」というべき状況にあります。

都においては、現在の状況を「医療非常事態」と位置付けた上で、新型コロナウイルス感染症対策本部のもとで、都立・公社病院、宿泊・自宅療養、酸素ステーション、療養調整等の医療体制の課題解決に向けました「医療非常事態」対応体制を構築いたします。「医療非常事態」の間、これらの対応のためには、都庁の特別体制を再徹底、そして強化いたします。

「死者を出さない」、「重症者を出さない」、そのことを最優先に全庁一体で取り組んでまいります。

感染拡大防止協力金の支給や、また、医療提供体制の強化などの対策を迅速に実施するために、明日開会する都議会臨時会に、総額1,722億円の追加補正予算を提案をいたします。

この後、都民、そして事業者の皆様に対しまして、改めて呼びかけを行ってまいります。

現在の災害ともいうべき状況において、限りある資源を最も効率的、効果的に活用するため、各局などにおきましても、非常事態だという認識を新たにして、緊密に連携、そして全庁一丸となって対策に取り組んでいただきたい。

よろしくお願ひします。

以上です。

**【危機管理監】**

ありがとうございました。

以上をもちまして、第 61 回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議を終了いたします。